

## 令和6年第1回船井郡衛生管理組合議会定例会議事録

令和6年3月22日（金）午後2時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 議長選挙について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第1号 監査委員の選任同意について
- 日程第7 議案第2号 船井郡衛生管理組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 管理者が選任する常任の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 令和6年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額の変更について

日程第 12 議案第 7 号 令和 5 年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算  
(第 3 号)について

日程第 13 議案第 8 号 令和 6 年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額  
及び賦課方法について

日程第 14 議案第 9 号 令和 6 年度船井郡衛生管理組合一般会計予算につ  
いて

日程第 15 常任委員会委員の選任について

日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について

出席議員 (8 名)

1 番	山 内 守	2 番	平 田 聖 治
3 番	塩 貝 孝 之	5 番	八 木 信 樹
6 番	山 森 英 二	7 番	森 田 幸 子
8 番	東 ま さ 子	9 番	吉 田 尋 子

欠 席 議 員 (なし)

説明のため出席した者の氏名

管理者	西村 良平	副管理者	畠中 源一
副管理者(常任)	柴田 建司	会計管理者	中川 博美
事務局長	井尻 浩史	総務課長	辻 博文
事業課長補佐	野口 純平	総務課係長	小山 貴志
総務課主事補	藤田 脩希		

**副議長** こんにちは。

議員の皆様には定刻にご参集いただきありがとうございます。私、副議長の森田でございます。議長不在のため、新議長が選出されるまで、会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、南丹市議会より新しい組合議員に出席をいただいております。後ほど議席を決定させていただいてから、ご挨拶をいただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名であります。

これより、令和6年第1回船井郡衛生管理組合議会3月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ここで、柴田副管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

柴田副管理者。

**柴田副管理者** ただいま議長から発言の許可をいただきましたので議員の皆様へ一言お詫び申し上げます。本日3月定例議会で議案を提出し、ご審議賜ります、日程第11、議案第6号、「令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額の変更について」の中で、附属資料の中に記載しております文言の中に誤りがございました。賦課総額に相違はございませんが、議会に提案する議案の附属資料を間違えるという、あってはならない事態を招きまして心から深くお詫び申し上げます。先日議案配布当日

にも文言に誤りがあり資料の差し替えをさせていただいたところにも関わりませず、度重なる議案附属資料の訂正をお願いすることになりましたことは、私の不徳の致すところでございます。二度とこのようなことが無いように、改めてチェック機能の体制を見直し、取り組んでまいりたいと思います。この度は誠に申し訳ございませんでした。もし、議員の皆様にお許しをいただきましたら、この場で正しい議案資料に差し替えさせていただきたいと存じますが、何卒お許しいただきますようお願いを申し上げます。

**副議長** ただ今、柴田副管理者から求めがあった、議案第6号の附属資料の差し替えについて、ご異議ございませんか。

**議員** (異議なしの声)

**副議長** 異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

**副議長** 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に移ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程第1、「議席の指定について」を行います。

議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、指定いたします。

ただいま着席のとおり、この度、就任いただきます平田聖治議員につきましては2番議席に、塩貝孝之議員の議席につきましては3番議席に、八木信樹議員の議席につきましては5番議席に、吉田尋子議員の議席に

つきましては9番議席に定めますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで新しく組合議会議員としてお世話になります議員の皆様からご挨拶をいただきます。議席順にお願いいたします。

**平田議員** 南丹市議会の総務常任委員長でお世話になることになりました、平田聖治でございます。色々とお世話になりますが、よろしく願いします。

**塩貝議員** こんにちは。南丹市議会産業建設常任委員長を仰せつかっております、塩貝孝之と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**八木議員** 南丹市議会文教厚生常任委員会委員長を務めさせていただきます、八木信樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**吉田議員** 南丹市議会副議長の吉田尋子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**副議長** ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

**副議長** 次に、日程第2、「議長の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

**議 員** (異議なしの声)

**副議長** 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

**議 員**（異議なしの声）

**副議長** 異議なしと認めます。

よって副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に、吉田尋子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

**議 員**（異議なしの声）

**副議長** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田尋子議員が船井郡衛生管理組合議会議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました吉田尋子議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、吉田新議長からご挨拶をいただきます。

**吉田議長** 船井郡衛生管理組合議会議長に選任いただきました、吉田尋子でございます。不慣れなものですけど、大変大事な議会と思っておりますので、皆さんと共に審査してまいりたいと思います。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

**副議長** ありがとうございます。

以上をもちまして、私の職務はすべて終了いたしました。ご協力いただき、ありがとうございます。

それでは暫時休憩といたします。

**議 長** 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、7番森田幸子議員、8番 東まさ子議員を指名いたします。

次に、日程第4、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

**議 員**（異議なしの声）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

西村管理者。

**管理者** 議員の皆様こんにちは。

本日ここに、令和6年第1回船井郡衛生管理組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、それぞれ構成市町の3月議会や年度末何かとお忙しいところ、繰り合わせご参集賜り誠にありがとうございます。

議員各位には、平素より本組合事業の運営に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに、改めまして厚くお礼申し上げます。

さて冒頭ではございますが、本年1月1日、令和6年能登半島地震が発生しました。

能登半島を中心に甚大な被害が発生し、本地震においてお亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみ申し上げますと共に、被災されましたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

併せまして、皆様方の安全と被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

また、被災地ではあらゆるライフラインが寸断され、日常生活に大きな支障をきたしており、早期の復旧が望まれているところでございます。

そのような状況の中、本組合はエッセンシャルワーカーとして住民生活に欠かすことのできない業務を担っており、適正な廃棄物処理を進め、安心安全な生活環境を確保することが本組合の使命であり、常にそのことを肝に銘じ、業務が滞ることなく遂行できるよう万全を期してまいりたいと存じます。

それではまず初めに、この度南丹市議会におきまして、新たな議会構成となり、本定例会より船井郡衛生管理組合議会議員として、ご就任いただきました吉田尋子議員様、平田聖治議員様、塩貝孝之議員様、八木信樹議員様には、大変お世話になりますが、組合の事業運営にご指導ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、後になりましたが、今日まで組合議会議員としてお世話になりました山下秋則議員様、木戸徳吉議員様、木村裕議員様におかれましては、長年にわたりまして本組合の運営と事業推進にご尽力賜りましたこ

とに、この場をお借りして改めて厚くお御礼申し上げます。

それでは、先の12月定例会以降の動向につきまして、ご報告申し上げます。

まず、昨年暮れのごみの収集業務につきましては、通常の収集計画では12月27日で収集業務を終了する予定となっておりましたが、住民生活への影響を考慮し、積替え保管施設の地元川辺地区のご理解もいただき、予定を変更して家庭ごみを29日まで収集し、事業系のごみについては30日まで業務を行ったところでございます。

次に、本組合の一般廃棄物(可燃ごみ)処理につきましては、令和元年度から京都市及び亀岡市に、また、令和2年度からは三重県伊賀市に所在する三重中央開発株式会社及び亀岡市に処理を委託しているところでございます。

ご承知のとおり、地方自治体としての責務である本組合管内での一般廃棄物の適正な処理に向けた今後の方針等について、多様な検討を進めており、国の方針を踏まえた持続可能なごみの適正処理、脱炭素社会の構築及び処理施設の集約化による広域連携等について、京都府をはじめ近隣自治体と議論を深めているところでございます。

過日新聞報道にも掲載されましたが、処理量の7割近くを占める三重中央開発株式会社での処理には、処理費に加えて多くの運搬経費を費やしている状況であり、また長距離運搬に伴い二酸化炭素の排出につきましても大きな課題となっているのが現状でございます。

今日まで京都市に処理の受け入れを依頼し協議を重ねる中、去る昨年

12月6日京都市から地元地域のご理解をいただく中で、令和6年4月1日より本組合管内での一般廃棄物の処理が可能となるまでの間、管内の一般廃棄物焼却処理の受け入れを決定いただき、12月27日に、京都市と焼却処理に関する覚書協定を締結させていただいたところでございます。

今後は、今年度を実施しております本組合管内での一般廃棄物処理基本計画の見直し等を早急にまとめ、令和6年度予算にも計上させていただいております廃棄物処理施設整備・運営事業等基礎調査業務と併せて民間活力の導入など近年の社会情勢の変化や動向を見極め、本組合に適した処理施設整備に向けた具体的な検討をより一層進めてまいりたいと存じます。

次に、新火葬場建設事業につきましては、今日まで建設事業に係ります用地地権者及び補償物件所有者との交渉を進めてきており、地元地権者の皆様方には深いご理解をいただく中で、概ね地権者との契約締結が完了し、現在補償物件撤去や移転並びに登記事務の一部手続き中を残し、ほぼ完了したところでございます。

このような状況の中、2月5日に進入路となります市道火葬場線道路改良工事を協定に基づき、南丹市により入札執行いただき、3月11日に、南丹市議会において議決され工事契約が締結されたところでございます。

今後は地元関係者の皆様方と慎重かつ綿密な調整を図りながら、早期に進入路工事を着手してまいりたいと存じます。

次に、1月12日・2月16日両日、本組合監査委員によります例月出納検査を実施いただき、毎月の出納状況をはじめ、本組合の事業運営状況など詳細な検査をいただき、ご指導を賜ったところでございます。

次に、1月30日、京都府が主催されます「第5回ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」が開催され、それぞれ市町の取り組みについて報告され、また昨年12月に策定された「京都府ごみ処理広域化プラン」に基づく今後のごみ処理についての検討を行ったところでございます。

次に、2月13日に第2回、3月6日に第3回一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会が開催され、構成市町と併せて本組合からも出席いたしました。

本検討委員会は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、し尿収集者及び浄化槽清掃者が下水道の整備等により業務縮小などを余儀なくされ、これにより受ける著しい影響を緩和し、業務の安定を保持するとともに、本組合のし尿収集業務及び浄化槽清掃業務が、今後も安定的に適正かつ円滑に遂行されることにより、住民の生活環境の保全に努めることを目的として、本組合に適した合理化計画の検討を重ね、この度「船井郡衛生管理組合合理化事業計画」が策定され、併せて本計画に基づき、事業者の経営の安定及び将来にわたり、し尿等収集運搬業務等が適正かつ円滑に遂行され、もって住民の公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資することを目的に協定書の締結に向けた検討を行ったところでございます。

次に、2月14日・28日に職員研修といたしまして、「これくらいならと甘く見てはいけない」をテーマに交通安全研修を実施いたしました。

本組合では日常的に車両を使用しての業務を行っており、また、通勤も車両通勤がほとんどであることから、全職員が日常的な交通安全意識を高めていくことが重要であり、この研修をもとに本組合が交通安全を図る模範となり業務を進めてまいりたいと存じます。

今後も引き続き、交通安全に努め事故のない職場づくりを目指し、研修を深めてまいりたいと存じます。

次に先の定例会で慎重審議いただき議決いただきました、ごみの減量化や分別の適正化を進める上で、一般廃棄物の処理につきましては、原則受益者負担とすることが公平で合理的であることから、10月1日より家庭系ごみの直接搬入50キログラム以下の手数料の有料化を実施したところでございます。

実施から5か月余りではありますが、その搬入状況につきましては、改定前日200件程度の持ち込みが、平均一日20件余りで推移しており、適正なごみの搬入がいただけている状況でございます。

今後も引き続き広報等を通じて、より住民の皆様方に周知を図り、併せて直接搬入量の推移を確認しながら、適正な一般廃棄物処理に努めてまいりたいと存じます。

以上が先の定例会以降の取り組み状況でございます。

本日の定例会は、令和6年度構成市町の賦課金・一般会計予算案・船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部改正など議案9件

と大変多くの議案につきましてご審議を賜りますが、何卒ご承認賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

**議 長** 次に、日程第 6、議案第 1 号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

本件につきましては、議会選出の監査委員が、南丹市議会の議会構成の変更に伴い不在となっておりますので、本議会において、新たに選任同意を行おうとするものであります。

なお、本件については、平田聖治議員の一身上の事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定により、平田聖治議員の退席を求めます。

(平田聖治議員 退席)

**議 長** それでは、事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案朗読第 1 号)

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第 1 号、監査委員の選任同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の監査委員につきましては、組合規約第 7 条第 2 項の規定により、議員及び識見を有する者の 2 名で構成されておりますが、ご就任いただいております吉田尋子委員の後任が南丹市議会の議会構成の変更にもない欠員となっております。

従いまして、本定例会におきまして、新たに議員選出の監査委員 1 名を選任し、提案をいたしたところであります。

議員のうちから選任同意を求めようとするのは、平田聖治議員であります。

ご案内のとおり、平田聖治議員は、平成 30 年 2 月から南丹市議会議員としてご活躍されており、また現在は、総務常任委員会委員長として、その豊かな議会議員経験は周知のところであります。

加えて、人格高潔で、優れた見識を有されており、本組合の監査委員として最適任者であると認め、ここに選任同意を求めるものであります。

何卒、同氏の選任につきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入るわけですが、本案は、人事案件でありますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に質疑をお願いいたします。

(休憩中質疑)

**議 長** 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論を省略して、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 1 号、「監査委員の選任同意について」は、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

**議 員** (異議なしの声)

**議 長** 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

(平田聖治議員、入場)

**議 長** 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、新しく選任されました、平田聖治新監査委員からご挨拶をいただきます。

**平田議員** しっかりと監査に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**議 長** ありがとうございました。

次に、日程第7、議案第2号、「船井郡衛生管理組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第2号、朗読)

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第2号、船井郡衛生管理組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、その規定の適用をするため改定するものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

議 員（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

議 員（討論なしの声）

議 長 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第2号、「船井郡衛生管理組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員（挙手）

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第8、議案第3号、「管理者が選任する常任の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（議案第3号、朗読）

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第3号、管理者が選任する常任の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と

その内容についてご説明申し上げます。

常任の副管理者の設置以来、期末手当の算定率については、独自の算定率を採用してきたところですが、令和6年4月1日より、加算率を一般職に準じ、100分の15にするとともに、支給率を国に準じ、100分の170にしようとするものです。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

**議 員** (質疑なしの声)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論はございませんか。

**議 員** (討論なしの声)

**議 長** 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号、「管理者が選任する常任の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** (挙手)

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第9、議案第4号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局**（議案第4号、朗読）

**議長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第4号、船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年度において、一般職の給与改定を行ったことに伴い、令和6年4月1日より当該職員の給料表を改めるとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、条例改正しようとするものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**議員**（質疑なしの声）

**議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議員**（討論なしの声）

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員**（挙手）

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第10、議案第5号、「船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局**（議案第5号、朗読）

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第5号、船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、業務の実情に即した条文に修正し、火葬するものの区分及び範囲を明確にするとともに、使用者に配慮した呼称に変更しようとするものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**森田議員** 2点お伺いさせていただきます。議案書を1枚めくっていただき

1 ページ目です。表の上の第 6 条第 1 項中「使用の申込とともに」を「使用の前に」に改めるとなっているのですが、この「申込とともに」と「使用の前に」との差異に何か不都合なことがあったのかと違いをお聞きします。2 点目が下欄で (1) (3) なのですが、住所の住民基本台帳に記録されている場合とあるのですが、何日間の規定とかはあるのですか。基本台帳の記載されてる何日間前まではいけるとか、何日間は経過しないといけないなど規定は定められているのかお聞きしたいです。

**井尻事務局長** それでは、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目、第 6 条第 1 項中「使用の申込とともに」を「使用の前に」に改めるとの内容でございますが、この「申込み」となりますと火葬場の使用申請を窓口等でされた段階で使用料を徴収するような流れになろうかと解釈されます。現在火葬場で火葬をする前に使用料をいただいているのが実際でございます。その時間の差がございますので、現在行っている火葬の前に使用料をいただくという内容に変更をさせていただきましたと存じます。

2 点目でございますが、住民基本台帳に申請をされた段階での内容になるということでございます。

**森田議員** 1 点目ですが、これまで何か不都合なことはありましたのかお伺いします。2 点目の何日かの規定ですが、直前でも移行されていたらその場で受理するのか再度お伺いします。

**井尻事務局長** 今までに「使用の申込とともに」、ということで何か不都合があったのかでございますが、実際のところ「申込」というのは、構成

市町の窓口で申請をされた段階で金銭の授受ができないとのことで、今まで火葬場で使用料を受けていたのが実際でございます。問題と言いますと、そのようになってしまうという前提で火葬場で料金を徴収していたということですので、実情に合わせていただいたとのことでございます。2点目ですが、即日申請されて受理された段階で有効という形になります。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議 員**（討論なしの声）

**議 長** 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第5号、「船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員**（挙手）

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第6号、「令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額の変更について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局**（議案第6号、朗読）

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求め

ます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第6号、令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度賦課分担金につきまして、令和5年3月議会において議決をいただいたところですが、南丹市日吉志和賀地区農業集落排水施設が令和5年7月31日に日吉殿田浄化センターに統合され、廃止となったため減額するもので、南丹市につきましては80万円の減額で7億1,349万4千円、京丹波町につきましては変更なしの4億1,322万1千円、合計11億2,671万5千円に変更しようとするものです。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**東議員** 南丹市が80万円の減額となっておりますけど、根拠についてお聞きします。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えします。内容でございますけど、5年間の長期継続契約をしております。その中身といたしましては、農業集落排水処理施設の場合、保守点検費がございます。もう一つが水質分析費でございます。保守点検につきましては、その分が無くなりますので755,335円減額となります。もう一つの水質分析費につきましては44,352円、合わせまして799,687円の減額となったことで80万の減額

とさせていただきますこととなります。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議 員** (討論なしの声)

**議 長** 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号、「令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額の変更について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** (挙手)

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第7号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第7号、朗読)

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第7号、令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費見込額の確定などによる減額及び各基金への積立等に伴う補正をお願いしようとするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ19億3,860万円にするとともに、翌年度に繰り越して使用できる経費として、繰越明許費3,475万9千円を計上しているものであります。

歳出については、2款 総務費、1項 総務費34万円の減額は、仕様内容精査による事務機器等保守点検委託料等の減額及び財政調整基金の積立であります。

次に、3款 衛生費、1項 衛生費の1,054万円の追加は、その主なものとして、1目 清掃総務費で一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託料37万円の減額及び廃棄物処理施設建設等基金の積立に8,870万円の追加であります。

次に、2目 塵芥処理費で燃料費140万円、可燃ごみ等収集業務委託料260万円、焼却残渣等処分委託料100万円の減額などあります。

次に、3目 リサイクル処理費でペットボトル等収集委託料200万円、収集車両等購入費130万円、ビニール類処理委託料300万円の減額などあります。

次に、4目 し尿処理費4,949万円の減額は、し尿収集委託料1,100万円、脱水汚泥運搬委託料150万円及び施設定期点検委託料594万円など処理量の減等による減額、並びに、光熱水費2,000万円及び施設整備工事費380万円の減額などあります。

次に、5目 火葬場費で、新火葬場建設事業費1,510万円の減額であり

ます。

続きまして、歳入につきましては、これら支出の財源として、1款 賦課分担金は南丹市分担金 80 万円の減額であります。

次に、2款 使用料及び手数料、1目 衛生手数料で、主として、ごみ袋販売料、一般廃棄物処理手数料、火葬場使用料などの増額及びビニール類処理手数料、浄化槽清掃手数料などの減額で 897 万 4 千円の増額であります。

次に、3款 財産収入は、土地賃借料、各基金の運用利子及び自動車売払収入で 50 万 7 千円の追加であります。

次に、4款 繰入金は、新火葬場建設事業費の減額に伴う財源である基金繰入金 1,510 万円の減額であります。

次に、5款 繰越金は、前年度繰越金 2,522 万円の追加であります。

次に、6款 諸収入は、ペットボトル、アルミ、紙類の売却料などの増額及び汚泥処理費で 860 万 1 千円の減額であります。

また、繰越明許費として、公用車（トラック）購入費 865 万 9 千円については、流通の乱れにより年度内に納車が見込めないため、新火葬場整備事業 2,610 万円については、用地補償交渉に不測の期間を要したため、繰越措置をとるものです。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**東議員** 説明の中で 3 ページの最終辺りに用地補償交渉に不測の期間を要

したため、繰越措置をしたとあります。ですが、最初に説明のところで用地地権者との交渉でありましたり、補償物件の交渉は概ね決定し、事務を残し完了とありました。不測の期間については、すべて完了したのでしょうか。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えさせていただきます。不測の事態を要したということについての具体的な状況でございますけど、用地地権者の相続の手続きの関係がございまして、相続人の方1人が海外に移住されております。その関係でやり取りする中で時間を要したとのことです。現在につきましては、海外の方からご用意いただいた書類も送り返されてまいりまして、国内での相続人とのやり取りも順調に進んでいるところでございます。まもなく相続も完了するところでございまして、それが整いましたら売買契約を締結してまいりたいと考えております。

**八木議員** 2ページの光熱水費の2,000万減額ということで、これは何かを崩されたのか、もともと2,000万前後を確定で減額する見込みがあったのかを教えてくださいたいです。

**井尻事務局長** 八木議員のご質問にお答えさせていただきます。光熱水費の減額でございますが、これは本組合が1番大きな歳出を占める部分です。ご存じの通り、燃料費等が高騰しておる中でございます。予算措置をする際に国の補助等がどうなるかわからない不透明な状況でございました関係で、もし補助が打ち切りになった場合は高騰に拍車がかかります。

その辺りも踏まえて予算立てしておりました。今のところは、補助金も続いており価格も抑えられておるところでございます。電気代等につきましても有効なサービスを電力会社からご提案をいただいております。できるだけ歳出を抑えていきたいと取り組みをしておる結果が、このような形になっております。

**八木議員** しっかりと努力されてきた事が、結果に出たんだと私は考えております。引き続き期待しております。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議 員** (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第7号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** (挙手)

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第13、議案第8号、「令和6年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局** (議案第8号、朗読)

**議長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第8号、令和6年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

南丹市と京丹波町にご負担いただきます賦課金につきましては、手数料と併せて、本組合の基本財源であります。

本年度の賦課総額は南丹市7億1,127万9千円、京丹波町4億930万1千円、合計11億2,058万円となり、前年度と比べ693万5千円の減額となり、賦課分担金の総額を前年度と比較しますと、別紙の「令和5・6年度構成市町別賦課分担金比較表」のとおり、南丹市では301万5千円の減額、京丹波町では392万円の減額となっており、それぞれ前年度対比南丹市では、99.6%、京丹波町では、99.1%となったところであります。

賦課金の事業項目別の内容といたしましては、事業別経費見込額から、手数料収入見込額及び基金繰入金など、特定財源を差し引いた賦課分担金対象経常経費額分として、可燃ごみ4億411万8千円、資源ごみ7,929万6千円、生活排水4億7,291万3千円、火葬4,546万4千円、清掃総務450万円、議会・総務1億1,428万9千円となったところです。

賦課方法につきましては、「令和6年度賦課分担金構成市町別算出表」により、これらの経常経費額を収集運搬及び処理量等の令和4年度実績

按分並びに均等按分により構成市町ごとに算出したものであります。

構成市町の厳しい財政状況を十分認識させていただく中で更なる経費削減と効率的な組合運営に努めてまいり所存でありますので、構成市町のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**東議員** 令和 6 年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法ということで詳しく書いていただいておりますが、可燃ごみの施設維持が 5 年度は 6,000 万ほどあったのが、6 年度は 2,200 万になっている理由と清掃総務につきましても 5 年度は 1,000 万だったのが、450 万になっておりますが、その内容についてお聞きします。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えしたいと思います。まず可燃ごみ等でございますが、ごみの量につきましては年度でばらつきもございますし、人口減少で減ってきておる状況でもございます。今後の動向を十分注視して、その辺りも最新情報の方で動向を加味して見積りしているところです。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議 員** (討論なしの声)

**議 長** 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 8 号、「令和 6 年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法について」を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員**（挙手）

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第 14、議案第 9 号、「令和 6 年度船井郡衛生管理組合一般会計予算について」を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

**事務局**（議案第 9 号、朗読）

**議 長** 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

**管理者** 只今、上程いただきました議案第 9 号、令和 6 年度船井郡衛生管理組合一般会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の業務につきましては、日常の住民生活に直接かかわるもので一日も欠かすことのできない業務であり、さらに近年においては、環境問題の解決に向けた廃棄物の資源循環等の取り組みについても関心が高いものとなっております。

そうした中、本組合といたしましても、南丹市や京丹波町と緊密な連携を図り、合理化事業計画に基づき経費等の見直しに努め、持続的かつ効率的な組合運営を進めていく所存であります。

このことを踏まえ、令和 6 年度の一般会計予算を編成いたしましたので、ご理解、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和 6 年度船井郡衛生管理組合一般会計予算として総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,550 万円と定めたところであります。昨年度の当初予算額と比較いたしますと、5,790 万円の減額となりました。

予算の歳出を、目的別に見ますと、議会費が 52 万円、総務費が 1 億 1,544 万 4 千円、衛生費が 17 億 2,743 万 6 千円、公債費が 10 万円、予備費として 200 万円を計上したところであります。

また、性質別に見ますと、義務的経費である人件費及び公債費が 2 億 6,937 万円で、予算構成比は 14.6%となったところです。

物件費につきましては、13 億 2,627 万 7 千円で、予算構成比は、71.9%となっております。

物件費の主なものは、循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料など 3,400 万円、可燃ごみ処理委託料 3 億 2,445 万円、ビニール類処理委託料 2,000 万円、金属類分別処分委託料 3,000 万円、し尿収集委託料 7,500 万円、浄化槽清掃業務委託料 1 億 1,300 万円、排水処理施設保守点検業務委託料 1 億 2,530 万円、南丹浄化センター運転管理業務委託料としての 1 億 3,530 万円、新火葬場建設事業費 6,600 万円などでありま  
す。以上が、歳出の概要であります。

次に、これを賄います歳入といたしまして、1 款 分担金及び負担金 11 億 2,058 万円で、南丹市 7 億 1,127 万 9 千円、京丹波町 4 億 930 万 1 千円となったところです。

2 使用料及び手数料 4 億 9,014 万 5 千円は、し尿収集手数料、可燃ごみ収集処理手数料、ビニール類処理手数料、浄化槽清掃手数料などが主なものであります。

3 款 財産収入は、2 千円の設目であります。

4 款 繰入金は、新火葬場建設事業等に充当するための 7,600 万円で、廃棄物処理施設建設等基金からの繰り入れであります。

5 款 繰越金は、1 千円の設目であります。

6 款 諸収入 1 億 5,877 万 2 千円は、ペットボトル、アルミ、紙類及びビン等の売却料、並びに亀岡市からの汚泥処理業務受託事業収入などあります。

以上が、令和 6 年度一般会計予算の概要であります。

南丹市及び京丹波町の財政状況がことのほか厳しい中での予算編成であることを再認識し、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、なお一層の努力をする所存であります。

何卒、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

**議 長** 次に、事務局から本議案の詳細説明を求めます。

井尻事務局長。

**井尻事務局長** 令和 6 年度一般会計予算の詳細につきまして、お手元の予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

令和 6 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18 億 4,550 万円であります。

それでは、歳入から事項別明細書により款を追ってご説明申し上げます。

す。

まず5ページをお開き下さい。

1款 分担金及び負担金として、11億2,058万円を見込んでおります。

その内訳は、南丹市分担金7億1,127万9千円、京丹波町分担金4億930万1千円を計上したところであり、年度当初比較693万5千円の減額であります。

続きまして6ページでございます。

2款 使用料及び手数料は、4億9,014万5千円を見込んでおり、主なものとして、し尿収集手数料、汲取り券販売料を合わせまして3,320万円、可燃ごみ収集袋販売料、一般廃棄物処理手数料を合わせまして1億2,500万円、ビニール類処理手数料、収集袋販売料を合わせまして6,700万円、浄化槽清掃手数料1億2,000万円、火葬場使用料1,200万円などであり、前年度当初比較1,056万円の増額であります。

続きまして7ページでございます。

3款 財産収入2千円は、各基金の利子分を設目のため計上したものです。

続きまして8ページでございます。

4款 繰入金7,600万円は、廃棄物処理施設建設等基金からの繰り入れであります。

続きまして9ページでございます。

5款 繰越金1千円は、前年度繰越金を設目のため計上したものです。

続きまして10ページから12ページでございます。

6 款 諸収入 1 億 5,877 万 2 千円は、アルミ、紙類、ビン等の売却代のほか、家畜処理施設維持管理費及び亀岡市からのし尿等の処理に係る受託事業収入が主なものであります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

13 ページをご覧ください。

1 款 議会費 52 万円は、組合議会議員の報酬及び費用弁償が主なものであります。

続きまして 14 ページから 16 ページでございます。

2 款 総務費 1 億 1,544 万 4 千円で、主なものとして 1 目 総務管理費 1 億 1,527 万 3 千円で正副管理者の報酬、常任の副管理者、職員 9 名の人件費のほか、組合の総括的な運営及び公平委員会並びに監査に要する経費であります。

続きまして 17 ページから 25 ページでございます。

3 款 衛生費 17 億 2,743 万 6 千円は、前年度比較 6,600 万 8 千円の減額で、17 ページ、1 目 清掃総務費 4,450 万円で、循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料、廃棄物処理施設等基礎調査業務委託料及び廃棄物処理施設建設等基金積立金であります。

2 目 塵芥処理費 5 億 4,590 万 3 千円の内訳は収集事業費 1 億 1,602 万 3 千円、処理事業費 4 億 476 万円、最終処分事業費 2,512 万円で主な内容については、収集事業 3 名、処理事業 9 名の人件費、可燃ごみの収集経費及び可燃ごみ処理委託料などの経費であります。

続きまして、19 ページ、3 目 リサイクル処理費 1 億 8,889 万 6 千円

の内訳は、収集事業費 1 億 1,690 万円、処理事業費 6,899 万 6 千円、最終処分事業費 300 万円で、収集事業 10 名、処理事業 1 名の人件費、ペットボトル等収集委託料、収集車両購入費、ビニール類処理委託料、廃乾電池等有害ごみ処分委託料、ガラス、粗大ごみ、金属類などの不燃物の分別処分委託料及び収集車の燃料費等の維持管理費などの経常経費を計上しております。

続きまして、21 ページ 4 目 し尿処理費 8 億 2,467 万 3 千円の内訳は、収集事業費 1 億 9,911 万 9 千円、処理事業費 2 億 8,737 万 4 千円、管理事業費 3 億 3,593 万円、最終処分事業費 225 万円で、収集事業 2 名、処理事業 3 名、管理事業 1 名の人件費、し尿処理施設の維持経費及び定期点検委託料などの、し尿処理に必要な経費及びし尿収集委託料などが主なものであります。

また、構成市町の浄化槽、排水処理施設の保守点検・清掃業務及び南丹浄化センターの運転管理業務委託料を計上しているところです。

続きまして、24 ページ 5 目 火葬場費 1 億 2,346 万 4 千円は、職員 4 名の人件費、火葬業務にかかる燃料費、火葬炉の修繕費などの経常経費と、新火葬場の建設事業経費として、設計等業務委託料 1,000 万円、新火葬場建設事業負担金として、市道道路改良工事の建設負担金等 5,600 万円、合計 6,600 万円を計上しております。

続きまして 26 ページでございます。

4 款 公債費 10 万円は、一時借入金の利子見込額であります。

続きまして 27 ページでございます。

5 款 予備費は、200 万円を計上しております。

以上誠に簡単であります、令和 6 年度一般会計予算案の歳入歳出についての詳細説明とさせていただきます。

何卒、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 提案理由の説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**東議員** 最終ページですが、会計年度任用職員さんの職員数 11 名となっておりますが、11 名の職員さんは期末勤勉手当の支給の対象となっておりますか。17 ページの循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料 2,450 万となっておりますが、どのような中身になっておるのかをお聞きします。

**井尻事務局長** 東議員のご質問にお答えさせていただきます。まず 1 点目でございます。32 ページの会計年度任用職員さん 11 名の方でございますが、期末勤勉手当は全員が対象となっております。

2 点目でございます。17 ページの上段でございます。清掃総務費の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料の内容でございますが、し尿処理施設が、経年劣化でだいぶ傷んでおります。長寿命化等を図っていかないといけない状況でございます。それをするにあたりまして、国から交付金等をいただいて、それに基づいて修繕工事等を計画的に行っていくことになってまいります。そのためには、循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料、し尿処理施設の長寿命化の総合計画を、この中

で作っていくこととなっております。貯留槽に汚水などを溜めて浄化をしていくところも劣化が進んでおりまして、診断等もこの中に入っております。

それと長寿命化をしていく中で修繕工事をしていくために、工事を発注していかなければならない仕様書等の作成等、工事をしていくための準備をこの業務で行っていく予定でございます。

**議 長** ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

**議 員** (討論なしの声)

**議 長** 討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第9号、「令和6年度船井郡衛生管理組合一般会計予算について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

**議 員** (挙手)

**議 長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第10号、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

現在、本組合議会におきましては、委員会条例第2条により、「し尿・ごみ等常任委員会」が設置されておりますが、去る令和6年2月20日以降、南丹市議会選出の前議員の任期満了により欠員となっております。

ここで、常任委員会委員を委員会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議長において指名いたしたいと思います。

それでは、平田聖治議員、塩貝孝之議員、八木信樹議員、及び私、吉田尋子を「し尿・ごみ等常任委員会」委員に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

**議 員**（異議なしの声）

**議 長** 異議なしと認めます。よって、本件は、議長指名のとおり決定されました。

つづきまして、現在、本委員会の委員長が不在となっておりますので、委員長を選出いただきたく存じます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中にし尿・ごみ等常任委員会を開催し、委員長の選出をお願いいたします。

**議 長** 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に委員長を選出いただきましたので、事務局から報告させます。

井尻事務局長。

**井尻事務局長** ただいま、委員会におきまして、ご協議をいただきました結果、八木信樹議員が委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

**議 長** ただいま、事務局からし尿・ごみ等常任委員会委員長に、八木信樹議員が選出されたとの報告がございましたので、そのように決定いたしたいと思います。

ここで、八木信樹委員長からご挨拶をいただきます。

**八木議員** し尿・ごみ等常任委員会の委員長を務めさせていただきます、八木信樹でございます。微力ながらではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議長** ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

**議長** 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16、「常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について」を議題といたします。

お手元に配布いたしましたとおり、し尿・ごみ等常任委員会委員長から所管事務について会議規則第 71 条の規定によって、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

**議員**（異議なしの声）

**議長** ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本定例会を閉会いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

**議員**（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

これで、令和6年第1回船井郡衛生管理組合議会3月定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午後3時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 5月 20日

船井郡衛生管理組合議会議長 吉田 尋子

署名議員 森田 幸子

署名議員 東 まさ子